

令和3年5月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年5月25日（火）

議 事 録

会 議 名 令和3年5月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年5月25日(火)

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前10時43分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員(農業委員)

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 蓮見 紳一

戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 14 名

欠席委員(農業委員)

(農地利用最適化推進委員) 細田 光一

議事録署名 小林 久夫 加藤 泰三

事務局職員 中本局長、岡野補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年5月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員は全11名の出席でございます。

推進委員は細田推進委員から欠席の連絡をいただいておりますので4名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和3年5月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、小林久夫委員、加藤泰三委員を指名しますので、よろしく申し上げます。はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号6番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請

事由等説明。

今回の申請地は、令和2年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議いただいた案件になります。令和3年3月17日付けで除外認可公告を行ったものです。

本案件は〇〇〇〇さんが〇〇に所有している農地に自己用住宅を建築する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号6番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。申請地は〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇を東に進申請地と示しているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、事業計画者はさいたま市の賃貸アパートに4人で暮らしておりますが、手狭になり申請者の〇〇の〇〇の隣接地である本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページが土地登記簿謄本。所有権以外の権利の記載はありませんでした。

資料5ページは公図の写し。

資料6ページから9ページは土地利用計画図、平面図などの建物の関係書類です。

資料10ページから15ページは資金計画書、見積書、融資の貸付決定通知書になります。

資料16、17ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料18ページは農振除外証明書。

資料19、20ページは印鑑証明書。

資料21ページは代理人の委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。申請地は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から約260mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の蓮見伸一委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

蓮見伸一委員

昨日、現地を確認してきました。申請地にブドウ棚はありますが、ブドウの木は切られていました。隣の土地は空き地になっており、問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等ありましたらお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も現地を見てきました。ブドウ棚が残っていて、草が膝まで伸びている状態でした。申請

地の前の道は狭いと感じましたが、地域の人しか使わないので、特段問題はないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、6番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号7番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和2年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議いただいた案件になります。令和3年3月17日付けで除外認可公告を行ったものです。本案件は〇〇地区で〇〇を開業している〇〇〇〇〇〇〇〇が駐車場を拡張する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号7番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇に面している〇〇と〇〇の境に近い斜線で示しているところになります。

資料3ページは理由書となっております。事業計画者は〇〇地内で2015年から眼科専門医として開業しており、年々患者数が増えてきて現在の駐車スペースでは足らなくなり事業に支障をきたすようになったため、本申請地に駐車場の拡張を計画したとのこと。

資料4ページが土地登記簿謄本。

資料5ページは公図の写し。

資料6ページから12ページは駐車場の設置に係る資料、土地利用計画図、来院患者数のわかる資料と、必要駐車台数の算出根拠資料。現況写真になります。

資料13ページは隣地同意書。

資料14ページから18ページは資金調達計画書、見積書、土地売買契約書の写し。残高証明書になります。

資料19、20ページは履歴事項全部証明書。

資料21ページから28ページは定款。

資料29、30ページは印鑑証明書代理人の委任状になります。

資料31ページは農振除外証明書。

資料32ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から約400mの距離にあります。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄担当委員

現地を見てきましたが、トラクターで耕うんはしているが、草が生え始めてきてる。問題はないと思います。

議長

次に、本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等ありましたらお願いします。

加藤幹夫推進委員

私も現地を見ましたが、草が生え始めているが、問題はないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。1haの遊休農地の解消の目標だが、各農業委員さん、推進委員さんは目標として頑張ってもらいたいが、畑の遊休化はなかなか難しい現状であると思います。

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、7番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、第2号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について（案）」を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」それでは、事務局から、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）」について、ご説明いたします。この制度についてですが、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表することとなっております。その公表期限が毎年6月末までとなっているため、ご審議いただくものです。

この件につきましては、毎年この時期の総会時にご報告等しているところですが、今回は、令和元年度の点検・評価の（案）と、令和元年度の目標とその達成に向けた活動計画の（案）について、ご説明いたします。内容としましては、点検・評価と計画共、農地の利用集積に関すること、遊休農地や違反転用に対する措置、その他法令事務等について、その詳細事項について個々に検証しているものです。

それでは、資料1ページからの「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」についてご説明します。はじめに、1ページの「Ⅰ. 農業委員会の状況」に関する事項についてですが、最新の統計を元に、耕地面積や農家数、農業委員会の体制等について記載しております。

続いて2ページをお開きください。「Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、担い手への農地集積の現状と、令和2年度の目標に対しての実績、またその達成に向けてどういった活動を行ったかというものを記載しております。

ここで、一部過去の集計の誤りがございましたので、ご説明いたします。

本来、この担い手への農地の利用集積、集約化の対象農地は認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定めるものへ集積、集約した農地の面積で集計すべきところ、昨年度までは、利用権を設定している農地の総数を計上しておりました。今回その誤りが判明したため、この点検、評価及び活動計画から担い手での集積、集約化した農地の集計をしております。具体的にいいますと、2ページ、2の令和2年度の目標及び実績の集積目標①の42haが利用権を元とした目標値になっております。集積実績②は担い手の実績値でございますので、比較対象が異なっております。この現象については、この後ご説明いたします活動目標で解消したいと思います。

続きまして、3ページ「Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、昨年度までにおける新規就農の状況を記載しております。平成30年度、平成31、令和元年度は実績は0でしたが、令和2年度については昨年10月の総会時にみなさまに新規利用権設定の案件でご審議いただいた、施設野菜の〇〇〇さんと水稻の〇〇〇さんが新規参入の法人ということで2経営体計上させていただいております。また、最近は新規就農の相談も窓口でいくつか受けておりますので、引き続き今後も新規就農に関する補助制度等の周知を図っていきたく存じます。

続いて4ページ「Ⅳ. 遊休農地に関する措置に関する評価」であります。町内の遊休農地の状況と、昨年度の解消実績、またその活動内容について記載しているものであります。年々遊休農地面積は増加しており、解消に向け、今後より積極的に活動する必要があるものと思われます。

次の5ページ「Ⅴ. 違反転用への適正な対応」をご覧ください。町内違反転用の現状と解消実績、活動への評価等を記載しております。今後新規発生を防止するとともに、現在の違反者に対し根強い指導を続けていくことが必要と考えられます。

続いて6、7ページ「Ⅵ. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてでございます。皆さんに総会でご審議頂いている議案の状況を年度でまとめたものであります。1番の農地法3条の農地の権利移動に関する許可事務の実施状況や、2番、農地法4条5条の農地転用に関する事務、続く7ページの3番、農地所有適格法人からの報告状況、4番の情報の提供等に関する状況を記載しております。

点検・評価の最後になります8ページ「Ⅶ. 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処方法」についてですが、令和元年度は大針地区が農地中間管理事業へ移行し、小貝戸地区について意見交換会や座談会の開催など担当地区委員さん、推進委員さんを中心にあっせんし、農地中間管理事業への移行について合意形成までなされました。

「Ⅷ. 事務の実施状況の公表等」に関してですが、活動計画の公表状況を記しております。

以上が、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。

続きまして、9ページからの、「令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）」について、ご説明いたします。今後1年間の農業委員会としての目標等を定めることとなります。

はじめに「Ⅰ農業委員会の状況」についてでございますが、各種数値及び記載内容については、最新の統計資料等を用いて記入しております。

次に、10ページの「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてでございますが、先ほど点検、評価の際に集計の誤りについて触れましたが、今回からの活動計画で修正させていただきます。

まず、1の現状及び課題の中で、これまでの担い手への集積面積が40.2haとなっております。これは、伊奈町の認定農業者の営農面積になります。先月の総会時に伊奈町の農業委員会の指針として今後10年間で担い手に50ha集積、集約すると計上していることを鑑み、2の令和3年度の目標及び活動計画として集積面積を41haと設定いたしました。

次に、その下の「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、1経営体の新規参入の目標を設定いたしました。

次に、11ページの「Ⅳ遊休農地に関する措置」についてですが、目標値として1ha解消するという設定をさせていただきました。

次に、その下「Ⅴ違反転用への適切な対応」についてですが、新たな違反転用地を生まない旨の記載をさせていただきました。以上が、「令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）」でございます。事務局からの説明は以上になります。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について（案）のとおり決定して公表し、県へ報告することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手、全員です。よって、案のとおり決定して公表し、県へ報告することにいたしました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。中本局長よろしくお願いたします。

中本事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

（事務連絡）

○町有農地払下げ条例のパブリックコメントについて

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

6月25日、金曜日、上下水道課、2階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします

ます。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。
(10:43閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年5月25日

会 長

署名委員

署名委員
